

2.4 地球温暖化の防止について

(経済産業省、環境省、農林水産省、国土交通省)

提案の要旨

省エネルギー対策の推進
新エネルギーの開発と普及促進
森林吸収源対策等の推進
都市緑化等による二酸化炭素吸収源対策の推進
県の取組みに対する積極的な財源の確保

現状及び課題

【現状】

地域からの脱温暖化社会を実現するため、「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づき、日常生活や事業活動から排出されるCO₂削減に向けた地球温暖化対策地域協議会の設立・運営支援や普及啓発活動を進めている。

化石燃料に代わる新エネルギーの導入を促進するため、「広島県地域新エネルギービジョン」に基づき、水素関連技術の普及や可燃性廃棄物のエネルギー利用システムについて調査・検討を行うなど、積極的な対策を推進している。

森林吸収源対策として、効率的・効果的な整備に取り組んでいるが、林業を巡る厳しい状況の中、管理不十分な森林が依然として存在し、また、森林整備法人等の公的機関が整備・管理する育成途上の森林についても、適切な森林整備が推進し難い状況にある。このため、平成19年度から「ひろしまの森づくり県民税」を導入し、これを財源とした森林整備事業などを進めることとしている。

都市部の地球温暖化防止対策としては、国土交通省所管事業により、公園緑地の整備、緑地の保全、緑化の推進を実施している。

【課題】

平成16年度の温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度となる平成2年度と比較して、国が8.0%増加、県が15.4%とそれぞれ増加しており、温室効果ガスの削減につながる実効性ある施策展開が求められている。

京都議定書の削減目標6%の達成には、「森林吸収源対策」(3.8%)の達成が不可欠であり、国の「森林吸収源10カ年対策」に対応した効率的・効果的な森林整備の着実な推進が必要である。また、自治体のみによる森林の整備・管理には限界があることから、公有林も含めた森林整備全体に対する安定的な財源確保策が必要である。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成16年3月	広島県地球温暖化防止地域計画の策定
平成17年3月	広島県地球温暖化対策実行計画の改定(第2期計画)
平成19年3月末	地球温暖化対策地域協議会の設置(12地域)
平成17年3月	広島県地域新エネルギービジョンの策定
平成14年6月	地球温暖化防止に貢献する森林県連合から共同アピール
平成14年7月	地球温暖化防止に貢献する森林県連合から緊急政策提案
平成17年4月	平成17年度都道府県主務部長政策提案会(森林吸収源対策の着実な推進について)

【前年度提案結果】

石油特別会計におけるCO ₂ 排出抑制対策	33,662百万円(対前年度比141.4%)
森林整備事業(民有林)(全国枠国費)	61,971百万円(対前年度比90.0%)
都市公園事業(全国枠国費)	115,718百万円(対前年度比94.9%)
うち(国土交通省)地球温暖化防止対策(全国枠国費)	17,000百万円(対前年度比88.0%)

提案の内容

地球温暖化防止対策を推進し、京都議定書に定める目標を達成するため、次の措置を講じること

省エネルギー対策の推進を図ること

ア 京都議定書が昨年2月に発効し、地球温暖化対策推進法に基づく「京都議定書目標達成計画」を着実に推進するため、実効性の高い施策の展開を図ること。

イ CO₂排出量の伸び率が高い民生部門や運輸部門の対策として、温暖化対策推進法に基づいて指定した地球温暖化防止活動推進センターの機能強化や地域の取組に対する支援強化を図るための制度の拡充を行うこと。

新エネルギーの開発とその普及啓発を図ること

新エネルギーに係る新技術の開発や普及促進のための設備導入に対する支援対象の拡大や優遇税制措置を行うなど、国の支援施策の一層の充実・強化を図ること。

森林吸収源対策等の推進を図ること

京都議定書で合意された森林経営による上限値程度の吸収量が確保できるよう、「森林吸収源10カ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステム構築に向けた積極的な取組みを図ること。

都市緑化等による二酸化炭素の吸収源対策の推進を図ること

都市緑化等の推進が、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素吸収源の拡大による地球温暖化防止対策に資することから、河川・道路等と一体となった緑地や都市の緑化について、重点的な推進に向けた積極的な取組みを図ること。

県の取組みに対する積極的な財源の確保

地方公共団体が地域の実情等に応じて実施する省エネルギー・新エネルギー対策による温室効果ガスの削減対策や、森林整備などによる吸収源対策の充実・強化が図れるよう必要な財源の移譲を行うとともに、現在、国で検討されている環境税の導入に当たっても、税収の一部を地方公共団体の財源として充当すること。